

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公職選挙法施行令	第59条の2第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
公職選挙法施行令	第59条の3の2第1項第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第75条第1項	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
教育公務員特例法	第21条第2項	研修計画の樹立・実施	中核市	都	
教育公務員特例法	第23条第1項	初任者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第24条第1項	10年経験者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条	研修計画の体系的な樹立	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条の2	指導不適切教諭等に対する研修に関する事務	中核市	都	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第45条	県費負担教職員の研修(教員・事務職員)	中核市	都	
教育職員免許法	第6条第2項、別表第3備考第6号	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第39条第1項	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第40条	教育職員免許法認定講習の変更に係る文部科学大臣への届出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第42条	講習の実施状況及び収支決算の大臣への報告	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第76条第1項	講習に係る単位修得原簿等公文書の保存	中核市	都	
文化財保護法	第43条	重要文化財(一部)の現状変更等の許可等	中核市	都	
文化財保護法	第53条第1項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第3項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第4項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第54条	重要文化財(一部)の保存のための調査	中核市	都	
文化財保護法	第55条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理、もしくは環境保全の状況についての実地調査	中核市	都	
文化財保護法	第100条第2項	発見した文化財の所有者が判明しないときの警察署長への通知	中核市	都	
文化財保護法	第101条	文化財である埋蔵物の提出受理	中核市	都	
文化財保護法	第102条	文化財である埋蔵物の鑑査	中核市	都	
文化財保護法	第185条	出品された重要文化財等の管理	中核市	都	
児童福祉法	第8条第1項	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置	中核市	都	
児童福祉法	第8条第7項	芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦する者等に対する勧告	中核市	都	
児童福祉法	第17条第4項	児童委員の指揮監督	中核市	都	
児童福祉法	第18条の2	児童委員の研修	中核市	都	
児童福祉法	第19条第3項	保健所長からの報告の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第20条第1項	結核児童に対する療育の給付	中核市	都	
児童福祉法	第20条第4項	指定療育機関への医療に係る療育の給付の委託	中核市	都	
児童福祉法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第6項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第8項	指定療育機関の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第1項	診療報酬の内容及び請求、審査及び支払	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第3項	社会保険診療報酬支払基金法及び国民健康保険法における審査委員会からの意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第4項	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第1項	指定療育機関に対する検査	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第2項	診療報酬の差し止め等	中核市	都	
児童福祉法	第21条の5	慢性疾患児等の健全育成を図るための治療方法に関する研究等及び事業の実施	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12	一時預かり事業(届出を受け)	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14	報告の求め及び立入調査等	中核市	都	
児童福祉法	第35条第3項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の認可	中核市	都	
児童福祉法	第35条第6項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の承認	中核市	都	
児童福祉法	第46条第1項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者等に対する報告の徴収又は調査若しくは検査	中核市	都	
児童福祉法	第46条第3項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する改善命令	中核市	都	
児童福祉法	第46条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する事業の停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第50条第1号、第2号 (児童委員に要する費用に限る)	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号の2	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第5号に係る部分に限る)	費用の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条第5項	医療機関への支払命令	中核市	都	
児童福祉法	第56条第7項	不足額の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する費用の補助がされたときに、予算の変更指示等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助金の返還命令	中核市	都	
児童福祉法	第58条	法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設)が処分等に違反したときの、認可の取消	中核市	都	
児童福祉法	第58条	保育所の認可の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する報告聴取・設備等の調査	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無認可保育施設に対する報告聴取・設備等の調査等	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無認可保育施設の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無認可保育施設に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令 等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第1項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第2項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第1項	無認可保育施設の施設の運営状況の報告受理	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第2項	無認可保育施設の施設の運営状況等の市町村長への通知及び公表	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第2項	指定保育士養成施設の指定の申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第3項	指定保育士養成施設の指定の変更申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第4項	指定保育士養成施設の指定の変更届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第5項	実績報告の提出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第7項	指定保育士養成施設の指定取り消しの届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する助産・母子生活支援施設の最低基準の検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	保育所の実地検査	中核市	都	
児童福祉法施行令	第43条	負担金の返還(保育所に係るもの)	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第20条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第21条	母子家庭等日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第22条第1項	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての報告聴取等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第23条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第25条第3項	母子家庭又は母子福祉団体による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第30条第2項	母子家庭就業支援事業の実施	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第33条第3項	民間の行う寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
母子及び寡婦福祉法	第33条第4項	寡婦日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての報告聴取等、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第34条第1項	寡婦による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第35条第2項	寡婦就業支援事業の実施	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第1項	身体障がい者手帳の交付申請の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第2項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第4項	障がい認定をして身体障がい者手帳を交付	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第5項	障がい認定ができないときに申請者に通知	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第1項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第2項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第3項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第1項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第2項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第3項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第28条第1項	身体障がい者社会参加支援施設の設置等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第1項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第3項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第1項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がい要件に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第2項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がい要件に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第6条第1項	身体障がい者手帳の交付にあたっての診査の通知	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第7条	障がいの程度に変化が生じた者の通知の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第1項	障がい者手帳交付台帳の備付等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第2項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第4項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第6項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第7項	身体障がい者手帳に関する記載事項の消除	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第1項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第3項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第12条第2項	死亡の通知の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第3項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第4項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第1項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第2項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第2項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第1項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第2項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条第2項	障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の指定の更新申請の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第1項	指定障がい福祉サービス事業者に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第2項	指定障がい福祉サービス事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第3項	指定障がい者支援施設に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第47条	指定障がい者支援施設に係る指定の辞退の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第1項	障がい福祉サービス事業所に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第2項	障がい者支援施設に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条	障がい福祉サービス事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定の更新（一般相談支援事業者に限る）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第1項	一般相談支援事業所の変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第2項	指定一般相談支援事業者の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消し	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の30	指定一般相談支援事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第2項	指定自立支援医療機関の指定（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第60条第1項	指定自立支援医療機関の指定の更新（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第63条	指定自立支援医療機関に対する指導（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第64条	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第65条	指定自立支援医療機関の指定の辞退の受理（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第1項	指定自立支援医療機関等に対する報告聴取等（育成医療及び更生医療に係る者に限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第3項	報告徴収等に応じなかった場合等の自立支援医療費の支払の一時差し止め等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第1項	指定自立支援医療機関に対する勧告（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第2項	勧告に従わなかった指定自立支援医療機関の公表	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第3項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第4項	命令をした旨の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第5項	良質かつ適切な自立支援医療を行っていない指定自立支援医療機関に関する通知の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第68条第1項	指定の取消等(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第69条	指定自立支援医療機関の指定等の公示(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条第1項	地域生活支援事業	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第1項	事業の開始等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業等の実施の届出	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第3項	届出の変更届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第4項	事業の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する報告聴取等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する事業の制限等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する運営の改善命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第83条第2項	障がい者支援施設の設置	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第1項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第2項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第3項	苦情の申出等	中核市	都	
介護保険法	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第48条第1項第1号	指定介護老人福祉施設の指定	中核市	都	
介護保険法	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第70条第6項(法第70条の2第4項、第70条の3第2項において準用する場合を含む)	特定施設入居者生活介護等に関する市町村への意見照会	中核市	都	
介護保険法	第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む)	指定居宅サービス事業者の指定の更新	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第70条の3	特定施設入居者生活介護に係る変更届出の受理等	中核市	都	
介護保険法	第75条第1項	指定居宅サービス事業者に係る変更、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第76条第1項	指定居宅サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第76条の2	指定居宅サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第77条	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第78条	指定居宅サービス事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第82条	指定居宅介護支援事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第83条第1項	指定居宅介護支援事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第83条の2	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第84条	指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第85条	指定居宅介護支援事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	第89条	指定介護老人福祉施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第90条第1項	指定介護老人福祉施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第91条	指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第91条の2	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第92条	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第93条	指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第1項	指定介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第95条	指定介護老人福祉施設の管理者の承認	中核市	都	
介護保険法	第99条	介護老人保健施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第100条第1項	介護老人保健施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限等	中核市	都	
介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の開設者に対する施設管理者の変更命令	中核市	都	
介護保険法	第103条	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・命令等	中核市	都	
介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の許可の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第104条の2	介護老人保健施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
介護保険法	旧法(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。以下同じ。)第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	旧法第111条	指定介護療養型医療施設の変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第112条第1項	指定介護療養型医療施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条	指定介護療養型医療施設の辞退届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第114条	指定介護療養型医療施設に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の5	指定介護予防サービス事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第115条の7第1項	指定介護予防サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第115条の8	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第115条の9	指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の10	指定介護予防サービス事業者に関する公示	中核市	都	
構造改革特別区域法	第30条第1項	特区認定を受けた場合における、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
社会福祉法	第7条第1項	地方社会福祉審議会の設置	中核市	都	
社会福祉法	第7条第2項	地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問	中核市	都	
社会福祉法	第9条	地方社会福祉審議会委員の任命	中核市	都	
社会福祉法	第12条	地方社会福祉審議会における児童福祉に関する事項の調査審議	中核市	都	
社会福祉法	第20条	職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	中核市	都	
社会福祉法	第21条	福祉関係業務担当職員にかかる訓練に関する規定	中核市	都	
社会福祉法	第62条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第62条第2項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第3項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第4項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第5項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第6項	社会福祉施設設置の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出事項の変更届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	社会福祉施設の設置の届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第63条第2項	社会福祉施設の設置許可を受けた事項を変更する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第64条	施設を設置する第1種社会福祉事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第1項	市町村又は社会福祉法人が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
社会福祉法	第67条第2項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第3項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第4項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第5項(第62条第5項、第6項準用)	第1種社会福祉事業の開始の許可に当たつての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第68条	施設を必要としない第1種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第1項	第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第2項	第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第70条	社会福祉事業を経営する者に対する調査	中核市	都	
社会福祉法	第71条	施設を設置して第1種社会福祉事業を営業者に対する改善命令	中核市	都	
社会福祉法	第72条	社会福祉事業の制限又は停止等の命令	中核市	都	
老人福祉法	第6条の2第3項	事務の福祉事務所長への委任	中核市	都	
老人福祉法	第14条	民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の2	民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の3	民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第2項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条第6項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第2項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第1項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の認可	中核市	都	
老人福祉法	第18条第1項	民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条第2項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第1項	民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置等についての改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第2項	民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第3項	老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて認可の取消等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて運営の改善命令等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第2項	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
老人福祉法	第24条第2項	社会福祉法人に対する補助	中核市	都	
老人福祉法	第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第2項	有料老人ホームの届出の変更の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第3項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第9項	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者に対する報告徴収等	中核市	都	
老人福祉法	第29条第11項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第29条第12項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令に係る公示	中核市	都	
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第7条	市町村整備施設の設置の届出の受理	中核市	都	
行旅病人及行旅死亡人取扱法	第5条	行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償	中核市	都	
行旅病人及行旅死亡人取扱法	第13条	行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償	中核市	都	
生活保護法	第40条第1項	保護施設の設置	中核市	都	
生活保護法	第40条第2項	保護施設の設置の届出受理	中核市	都	
生活保護法	第41条第2項	保護施設の設置の認可	中核市	都	
生活保護法	第41条第4項	上記の認可にあたっての条件の付与	中核市	都	
生活保護法	第41条第5項	上記の認可申請書記載事項の変更の認可	中核市	都	
生活保護法	第42条	保護施設の廃止等の認可	中核市	都	
生活保護法	第43条第1項	保護施設の運営についての指導	中核市	都	
生活保護法	第44条第1項	保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する認可取消	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する改善命令等	中核市	都	
生活保護法	第45条第4項	保護施設の認可の取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示	中核市	都	
生活保護法	第46条第2項	保護施設の設置者(都道府県以外)からの管理規程の受理	中核市	都	
生活保護法	第46条第3項	上記の管理規程に対する変更命令	中核市	都	
生活保護法	第48条第3項	保護施設の長の指導に対する制限又は禁止	中核市	都	
生活保護法	第49条	医療機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第49条の3	医療機関の指定の更新	中核市	都	
生活保護法	第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大崎市 特例等	東京都 の権限	備考
生活保護法	第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
生活保護法	第71条	費用の支弁	中核市	都	
生活保護法	第74条第1項	保護施設に対する補助	中核市	都	
生活保護法	第74条第2項	補助を行った保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
生活保護法	第79条	補助金の返還	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第49条	医療機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第51 条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第53 条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第53 条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第54 条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第71条	費用の支弁	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
民生委員法	第4条	民生委員の定数の決定	中核市	都	
民生委員法	第5条	厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	中核市	都	
民生委員法	第6条第2項	委員として推薦される者のうち主任児童委員として指令されるべき者の表示	中核市	都	
民生委員法	第7条	民生委員推薦会に対する民生委員の再推薦命令	中核市	都	
民生委員法	第11条第1項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解囑に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第11条第2項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解囑に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第17条第1項	民生委員の職務に関する指揮監督	中核市	都	
民生委員法	第18条	民生委員の指導訓練(研修)に関する計画の策定、実施	中核市	都	
民生委員法	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	中核市	都	
民生委員法	第26条	民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用の負担	中核市	都	
民生委員法	第28条	国庫補助金の受領	中核市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号イ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第1項	結核の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第5項	指定届出機関の指定の取り消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第1項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第2項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第5項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第6項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第8項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第9項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第3項	診療報酬額の決定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第5項	診療報酬額の決定に当たつての審査機関の意見聴取	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第1項	感染症指定医療機関に対する報告の請求等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第2項	報告を拒否した感染症指定医療機関に対する診療報酬の差止めの指示等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の7第1項	通報又は報告の受理	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第1項	都道府県の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第2項	指定医療機関の設置及び運営に要する費用の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第26条第1項	都道府県の補助の基準	中核市	都	
食品衛生法	第25条第1項	規格が定められた食品、容器包装等の検査	中核市	都	
食品衛生法	第26条第1項	販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	中核市	都	
食品衛生法	第26条第5項	登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由	中核市	都	
食品衛生法	第29条第1項	製品検査のための検査施設の設置	中核市	都	
食品衛生法	第62条第1項(第25条第1項、第26条第1項・第5項、第29条第1項を準用)	おもちゃについての準用 (食品製造者等に対する検査命令、製品検査の検査施設の設置、公衆衛生上講ずべき措置の基準制定 等)	中核市	都	
食品衛生法	第62条第3項(第25条第1項、第29条第1項を準用)	営業以外の食品供与施設についての準用 (製品検査の検査施設の設置)	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第3項	製品検査に係る試験品の採取	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第4項	製品検査の実施、合格に係る表示の付与	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第1項	製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検査命令書の作成	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第3項	製品検査に係る試験品の採取等	中核市	都	
母子保健法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
母子保健法	第20条第7項(児童福祉法第20条第8項、第21条の3第1項・第3項、第21条の4第1項・第2項を準用)	指定医療機関の指定の取消し、指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬額の決定、審査機関の意見聴取、指定医療機関の報告徴収、診療報酬の支払いの差止め等	中核市	都	
計量法	第10条第2項	適正計量の実施の確保に著しい支障が生じた場合の勧告	特例市	都	
計量法	第10条第3項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	
計量法	第15条第1項	特定商品を販売する事業者などに対し、特定物象量の表記等が適正になされていない場合の勧告	特例市	都	
計量法	第15条第2項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
計量法	第15条第3項	勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの措置命令	特例市	都	
計量法	第19条第1項	定期検査の実施	特例市	都	
計量法	第20条第1項	指定定期検査機関の指定	特例市	都	
計量法	第21条第2項	定期検査の実施時期等の公示	特例市	都	
計量法	第21条第3項	疾病等の事由により定期検査を受けることができない者からの届出の受理及び検査	特例市	都	
計量法	第25条第1項	定期検査に代わる計量士による検査を受けた旨の届出の受理	特例市	都	
計量法	第30条第1項	指定定期検査機関の業務規程の制定時及び変更時の認可	特例市	都	
計量法	第30条第3項	認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当と認めるときの当該規程の変更命令	特例市	都	
計量法	第32条	指定定期検査機関の検査業務の休廃止の届出の受理	特例市	都	
計量法	第33条第1項	指定定期検査機関の事業計画及び収支予算の作成時及び変更時の受理	特例市	都	
計量法	第33条第2項	指定定期検査機関の事業報告書及び収支決算書の受理	特例市	都	
計量法	第35条	経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に係る指定定期検査機関に対する解任命令	特例市	都	
計量法	第37条	指定定期検査機関に対する規定適合命令	特例市	都	
計量法	第38条	指定定期検査機関の指定の取消し又は検査業務の停止命令	特例市	都	
計量法	第39条第1項	指定定期検査機関に代わる検査業務の実施	特例市	都	
計量法	第127条第2項	適正計量管理事業所の指定の申請書に係る進達事務	特例市	都	
計量法	第127条第3項	適正計量管理事業所の指定のための検査	特例市	都	
計量法	第127条第4項	検査結果についての経済産業大臣(計量法施行令第41条により都道府県知事)への報告	特例市	都	
計量法	第147条第1項	届出製造事業者等に対する業務に関する報告の徴収	特例市	都	
計量法	第147条第3項	指定定期検査機関等に対する業務等に関する報告の徴収	特例市	都	
計量法	第148条第1項	届出製造事業者等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第148条第3項	指定定期検査機関等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第149条第1項	届出製造事業者等への計量器等の提出命令	特例市	都	
計量法	第149条第3項	命令によって生じた損失の補償	特例市	都	
計量法	第150条第1項	特定物象量の誤差が量目公差を超える場合の特定物象量の表記の抹消	特例市	都	
計量法	第150条第2項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第151条第1項	検定証印等の除去	特例市	都	
計量法	第151条第4項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第153条第1項	装置検査証印の除去	特例市	都	
計量法	第153条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第154条第1項	立入検査によらない検定証印等の除去	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
計量法	第154条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの時期及び理由の告知	特例市	都	
計量法	第159条第3項第1号	指定の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第2号	届出の受理の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第3号	取消し等の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第4号	実施の公示	特例市	都	
計量法	第163条第2項	指定定期検査機関等の処分等について不服がある者からの審査請求の受理	特例市	都	
計量法	第167条	検定用具等の無償借受け	特例市	都	
計量法施行規則	第76条	適正計量管理事業所の指定通知の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第79条	適正計量管理事業所の指定取り消し通知の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第80条	適正計量管理事業所に係る変更届等の写しの受理	特例市	都	
計量法施行規則	第81条	適正計量管理事業所に係る変更届等の進達事務	特例市	都	
都市再開発法	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の3	再開発事業計画の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の4	認定の通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第2項(第129条の3、第129条の4を準用)	再開発事業計画の変更の認定及びその通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の6	再開発事業の実施状況についての報告の徴取	特例市	都	
都市再開発法	第129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位を承継する場合の承認	特例市	都	
都市再開発法	第129条の8	認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していない場合の改善命令	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第1項	再開発事業計画の認定の取消し	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第2項(第129条の4を準用)	再開発事業計画の認定の取消しの通知	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第46条第1項(土地区画整理法を準用)	防災街区計画整備組合が法第45条第1項第1号に掲げる事業を土地区画整理事業として行うときの許認可関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の6	防災街区計画整備組合に理事が欠けたときの仮理事の選任	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の7第3号	防災街区計画整備組合の監事からの報告の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第2項	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第3項(第93条第2項、第94条を準用)	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可にあたっての報告書の提出要求、意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可の申請の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第2項	設立に関する報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第94条第2項	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第97条第2項	防災街区計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第97条第3項(第93条 第2項を準用)	認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第97条第3項(第94条 第1項第1号を準用)	防災街区計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第97条第5項	組合員が3人未満になったときの防災街区 計画整備組合からの解散届の受理	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第2項	防災街区計画整備組合の合併の認可の申 請の受理	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第93条 第2項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可にあ たつての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第94条 第1項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可にあ たつての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第94条 第2項を準用)	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の5第3項	防災街区計画整備組合の解散及び清算を 監督する裁判所からの要請に基づく意見陳 述又は調査	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の5第4項	裁判所に対する意見申述	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の6	防災街区計画整備組合の清算終了に係る 届出の受理	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第105条	防災街区計画整備組合の監督に必要な報 告の徴取等	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第106条第1項	組合員からの請求に基づく防災街区計画 整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第106条第2項	監督上必要があるときの防災街区計画 整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第107条第1項	検査等を行った場合の法令等の違反に対 する措置命令	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第107条第2項	命令に従わないときの業務停止又は役員 改選の命令	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第108条	防災街区計画整備組合の解散の命令	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第109条第1項	組合員からの請求に基づく総会の議決、選 挙、当選の取消し	特例市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第109条第2項(第109 条第1項を準用)	組合員からの請求に基づく創立総会の議 決、選挙、当選の取消し	特例市	都	
大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法	第33条第1項	個人施行者の施行する住宅街区整備事 業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法	第36条(土地区画整理 法第9条第1項を準用)	個人施行者の施行する住宅街区整備事 業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法	第36条(土地区画整理 法第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交 通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法	第36条(土地区画整理 法第10条第1項を準用)	事業についての規程又は規約及び事業計 画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法	第36条(土地区画整理 法第9条第3項を準用す る同法第10条第3項を 準用)	変更の認可に係る公告及び関係図書の 国土交通大臣への送付	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第4項を準用)	事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第7項を準用)	事業について施行者の変動があった場合の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第8項を準用)	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第13条第1項を準用)	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第13条第4項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第37条第1項	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第1項を準用)	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第1項を準用)	住宅街区整備組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用)	届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第1項を準用)	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用する同法第39条第2項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用する同法第39条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用する同法第39条第2項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第4項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第2項を準用)	組合の解散の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第5項を準用)	組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第3項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第4項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第49条を準用)	住宅街区整備組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第3項を準用)	合併によって設立されようとする組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第4項を準用)	合併後に一方の組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第1項	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第2項(土地区画整理法第86条第4項を準用)	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第1項	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第2項(土地区画整理法第86条第4項・第5項を準用する同法第97条第2項・第3項を準用)	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法第103条第3項を準用)	事業の換地処分に係る届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法第103条第4項を準用)	換地処分に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第1項	事業により取得した施設住宅の一部等の譲渡の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第2項	届出があったときの施設住宅の買取りの協議を行う者の決定及びその旨の届出者への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第4項	決定後に買取りの希望のないときの届出者等への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第95条第3項	個人施行者又は住宅街区整備組合に対する事業の施行の促進を図るための措置命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第1項を準用)	個人施行者が施行する事業に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第2項を準用)	命令に従わない場合の事業の施行認可の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第3項を準用)	取消しに係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第1項・第2項を準用)	住宅街区整備組合の施行する事業に対する会計等の検査	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第3項を準用)	検査後の住宅街区整備組合に対する是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第4項を準用)	命令に従わない場合等の住宅街区整備組合の設立の認可の取消し	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第5項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による総会等の招集	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第6項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第7項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第99条第1項	住宅街区整備組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第100条	施設住宅等の管理規約の認可(個人・住宅街区整備組合施行に限る。)	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条(土地区画整理法第136条を準用)	農用地の廃止を伴う事業の事業計画の審査に当たっての農業会議及び土地改良区からの意見聴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の2	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の3	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第1項	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第2項(第101条の3を準用)	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の6	都心共同住宅供給事業計画の認定を受けた事業者からの報告の徴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の7	事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の8	事業者に対する改善命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の9(第101条の4を準用)	認定の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第16条第2項を準用)	組合の役員解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項、第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第6項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第8項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないとして認められる場合の投票の拒否	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第9項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第10項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第11項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第12条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	組合の役員の解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第3項・第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第43条第1項	管理規約に関する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第43条	換地計画の認可申請書への添付書類	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の8	都心共同住宅(賃貸住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の10	特例を受ける賃借人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の14	賃貸住宅を管理するための経験・能力の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の15	賃貸住宅の管理期間を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第1項	特別の事情があり分譲住宅に入居させることが適当であるものの認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第2項	都心共同住宅(分譲住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の19	特例を受ける譲受人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の24	関連公共施設の指定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第1項	分譲住宅にかかる分譲事務費の算出の方法の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第3項	分譲住宅の価額決定に係る承認	特例市	都	
土地区画整理法	第4条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例市	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第9条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第2項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第3項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第4項	土地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第7項	新たに土地区画整理事業の施行者となった者等の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第8項	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第2項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第4項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第3項	土地区画整理組合の事業計画の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第1項	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第28条第8項	土地区画整理組合の事業報告書等の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第2項	届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第1項	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第4項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第5項	認可に係る公告	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第45条第2項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第3項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第3項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第4項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	
土地区画整理法	第50条第3項	合併によって設立されようとする土地区画整理組合の設立の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第50条第4項	合併後に一方の土地区画整理組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の2第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第1項	事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第2項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第1項	事業に係る事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第1項を準用)	認可に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第1項	区画整理会社の合併、分割等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第75条	技術的援助の請求受け	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第4項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第5項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第97条第1項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第97条第3項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第3項	土地区画整理事業の換地処分に係る届出 の受理(個人・土地区画整理組合・区画整理 会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分の実施及び届出に係る公告(個 人・土地区画整理組合・区画整理会社施行 に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第1項	個人施行者が施行する土地区画整理事業 に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第2項	土地区画整理法第124条第1項の命令に従 わない場合の土地区画整理事業の施行認 可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第3項	取消しに係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第1項	土地区画整理組合の施行する土地区画整 理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第2項	土地区画整理組合の施行する土地区画整 理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第3項	検査後の土地区画整理組合に対する是正 命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第4項	命令に従わない場合等の土地区画整理組 合の設立の認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第5項	土地区画整理組合の組合員の申出による総 会等の招集	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第6項	土地区画整理組合の組合員の申出による理 事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第7項	土地区画整理組合の組合員の申出に基づく 違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事 業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事 業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第3項	検査後の区画整理会社に対する是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第4項	命令に従わない場合の区画整理会社に対す る土地区画整理事業の施行認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第5項	認可の取消しの公告	特例市	都	
土地区画整理法	第127条の2第1項	土地区画整理組合又は区画整理会社が 行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	
土地区画整理法	第136条	農用地の廃止を伴う土地区画整理事業の事 業計画の審査に当たっての農業会議及び土 地改良区からの意見聴取(個人・組合・会社 施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第2項	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合 の役員の解任の投票に係る解任投票所等 の決定及び公告	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条 第4項・第6項・第8項・ 第9項・第10項・第11 項・第13条第1項を準 用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 4項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の 権限を証する書面の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 6項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 8項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人 でないと認められる場合の投票の拒否	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 9項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会 人に対する意見聴取	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 10項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
土地区画整理法施行 令	第16条第3項(第11条第 11項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第12条第1項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第1項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第2項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第1項を準用)	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員の解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第2項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第3項・第4項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第60条第1項	土地区画整理事業施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少した旨の公告	特例市	都	
屋外広告物法	第3条第1項	良好な景観又は風致を維持するため、特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第3条第2項	良好な景観の形成、風致を維持するため、特定の物件への広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第3条第3項	公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第4条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	中核市	都	
屋外広告物法	第5条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示の方法の基準等の設定	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第1項	屋外広告物法第3条第1項から第3項、第4条、第5条までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の措置命令	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第2項	命令を行う場合で、違反者等を確知できないときに係る代執行又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第3項	命令を行った場合で、違反者が履行しないときに係る代執行又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第4項	はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第1項	除却広告物等の保管	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第2項	返還のための公示	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第3項	保管した除却広告物等について、滅失等のおそれがあるとき等において、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管すること	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第4項	買受人がないとき等における当該広告物等の廃棄	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第7項	広告物又は掲出物件を変換できないときの広告物又は掲出物件の帰属	中核市	都	
景観法	第8条第1項	景観計画の策定	その他(景観行政団体)	都	○大都市特例:「景観行政団体」(都道府県、指定都市、中核市、それ以外の市町村で、景観行政事務を行うため都道府県との協議を経た市町村) ○東京都権限:東京都及び景観行政団体である区
景観法	第9条第1項	景観計画策定に当たっての公聴会の開催等	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第2項	景観計画策定にあつての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第4項	景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第5項	景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第9条第6項	景観計画策定時の公示及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第7項	景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第1項の準用)	景観計画変更にあつての公聴会の開催等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第2項の準用)	景観計画変更にあつての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第4項の準用)	変更した景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第5項の準用)	変更した景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第6項の準用)	景観計画変更時の公示及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第7項の準用)	景観計画を変更する手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第10条第1項	特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める旨の要請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第10条第2項	特定公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する基準の変更の要請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第11条第1項	土地所有者等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第11条第2項	NPO等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第11条第2項	NPO等に準ずる団体を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第12条	計画提案を踏まえ、必要に応じ景観計画の案又は変更の案を作成すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第13条	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第14条第1項	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をしない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第14条第2項	通知をしようとする際の都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第15条第1項	景観協議会を組織すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第1項	景観計画区域内における建築物の新築等の行為についての届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第1項第4号	景観計画区域内における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届出が必要なものを条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第2項	届出内容の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第16条第3項	届出をした者に対する設計の変更等の措置をとることの勧告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第5項	国の機関等からの建築物の新築等の行為についての通知を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第6項	国の機関等に協議を求めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第16条第7項第11号	規定を適用しない行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第1項	景観計画区域内における一定の行為で形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第1項	対象となる行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第4項	届出について行為の着手に係る制限期間を延長し、その理由を通知すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第5項	処分に違反した者等に対する原状回復命令等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第6項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第7項	命令を受けた者に報告させ、又は職員を土地に立ち入らせ、実施状況を検査させ、景観に及ぼす影響を調査させること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第18条第2項	届出について行為の着手に係る制限期間の短縮	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第1項	景観重要建造物の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第1項	建造物の所有者から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第2項	景観整備機構から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第3項	景観重要建造物の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第1項	景観重要建造物の所有者等に対する景観重要建造物指定の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第1項	景観重要建造物の増築等の行為の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第3項	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第22条第4項	国の機関等が行う景観重要建造物の増築等の行為について協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第1項	違反した者に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第2項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第1項	許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第2項	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第3項	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第25条第2項	景観重要建造物の管理の方法の基準を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第26条	景観重要建造物の所有者又は管理者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第1項	景観重要建造物が国主等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第2項	公益上の理由等による景観重要建造物の指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第3項(第21条第1項の準用)	景観重要建造物の指定を解除する場合における景観重要建造物の所有者への通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第1項	景観重要樹木の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第1項	樹木の所有者から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第2項	景観整備機構から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第3項	景観重要樹木の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第1項	景観重要樹木の所有者等に対する景観重要樹木の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第1項	景観重要樹木の伐採等の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第2項(第22条第3項の準用)	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第31条第2項(第22条第4項の準用)	国の機関等が行う景観重要樹木の伐採等について協議を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第32条第1項(第23条第1項の準用)	違反した者等に対する原状回復等の命令	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第32条第1項(第23条第2項の準用)	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第1項の準用)	許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第2項の準用)	補償について損失を受けた者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第3項の準用)	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第33条第2項	景観重要樹木の管理の方法の基準を条例で定めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第34条	景観重要樹木の所有者又は管理者に対する措置命令	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第35条第1項	景観重要樹木が特別史跡名勝天然記念物等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第35条第2項	公益上の理由等による景観重要樹木の指定の解除	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第35条第3項(第30条第1項の準用)	景観重要建造物の所有者等への通知	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第36条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者との管理協定の締結	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第36条第3項	景観整備機構が管理協定を締結する際の認可	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第37条第1項	公告及び縦覧	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第37条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第38条	認可	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第39条	公告及び縦覧	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第40条(第36条第3項を準用)	景観整備機構が締結した管理協定を変更する際の認可	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第40条(第37条第1項を準用)	管理協定の変更申請に係る公告及び縦覧	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第40条(第37条第2項を準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第40条(第38条を準用)	認可	その他(景観行政団体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第40条(第39条を準用)	管理協定の変更の際の公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第36条第 3項を準用)	緑地管理機構項が景観重要樹木について 管理協定を締結する際の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第 1項を準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第 2項を準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第38条を 準用)	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第39条を 準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第43条	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有 者の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第44条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木に関す る台帳の作成及び保管	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第45条	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有 者からの報告徴収	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第46条	景観重要建造物の所有者又は景観重要樹 木の所有者からの助言又は援助の求めに 応じること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第81条第4項	景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第1項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第1項	景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第3項	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を 当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第1項	景観協定の変更の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第82条第 1項の準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第82条第 2項の準用)	景観協定を変更する際に関係人からの意見 書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第 1項の準用)	景観協定の変更の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第 3項の準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を 当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第85条第3項	景観協定区域から除外された場合の当該土 地の借地権を有していた者等からの届出の 受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第85条第4項(第83条第3項の準用)	景観協定区域から除外された土地があることを知った場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第1項	景観協定区域内の土地所有者からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第2項	景観協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第4項(第83条第3項を準用)	意思表示があった場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第88条第1項	景観協定の廃止の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第88条第2項	公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第1項	一の所有者による景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第3項(第83条第3項を準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第1項	景観整備機構の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第2項	指定した景観整備機構の名称等の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第3項	景観整備機構の名称等の変更等の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第4項	届出事項の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第1項	景観整備機構に業務の報告をさせること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第2項	景観整備機構に対する業務運営の改善等の措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第3項	違反した場合の指定の取消し	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第4項	指定取消しの公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法施行令	第7条	景観計画の提案に係る一段の土地の区域の規模を設定する条例の制定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
宅地造成等規制法	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第3条第3項	第3条第1項の指定に係る宅地造成工事規制区域の公示等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第2項	第4条第1項の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第3項	第4条第1項の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第1項	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第5条第2項	第5条第1項の障害物の伐除、土地の試掘等を行う前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第3項	市町村長の許可を受けて、直ちに行われる障害物の伐除の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第6条第2項	第5条第1項の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第1項	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第2項	第7条第1項の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第3項	第7条第2項の協議不成立の場合の取用委員会裁決の申請	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第3項	第8条第1項の許可に係る条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可又は不許可の処分	特例市	都	
宅地造成等規制法	第11条	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第8条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第1項	工事計画変更の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第2項	軽微な工事計画変更の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第2項を準用)	第12条第1項の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第3項を準用)	第12条第1項の許可について条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第10条第2項を準用)	第12条第1項の許可の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第11条を準用)	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第12条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第13条第1項	工事完了の検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第13条第2項	第13条第1項の検査に係る検査済証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第1項	許可の取消	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第2項	工事の施行停止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第3項	宅地の使用禁止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第4項	工事の施行停止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第5項	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第1項	規制区域指定の際行われている工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第3項	規制区域内での宅地への土地転用についての届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第16条第2項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第1項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第2項	規制区域内の宅地の所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第17条第3項(第14条第5項を準用)	第17条第1項、第2項の命令を命ずべき者が確知できないときに自ら措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第18条第1項	宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第19条	宅地の状況等の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第1項	造成宅地防災区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第2項	造成宅地防災区域の指定の解除	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第3条第3項を準用)	第20条第1項及び第2項の指定等に係る造成宅地防災区域の公示等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第1項を準用)	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第2項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第3項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第1項を準用)	造成宅地防災区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の障害物の伐除、土地の試掘等を行う前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第3項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の市町村長の許可を受けて、直ちに行われる障害物の伐除の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第1項を準用)	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第2項を準用)	第20条第3項(第7条第1項を準用)の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第3項を準用)	第20条第3項(第7条第2項を準用)の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	特例市	都	
宅地造成等規制法	第21条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第1項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第3項(第14条第5項を準用)	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第18条第1項を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第19条を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第1項	施行令第6条の規定による擁壁の設置に代えた他の措置に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第2項	宅地造成に関する工事の技術的基準の強化又は付加に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行規則	第30条	宅地造成の工事の許可(変更を含む)を受けたことを証する書面の交付	特例市	都	
都市計画法	第29条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第29条第2項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第30条第1項	開発行為許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第33条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条第13号	土地等に関する権利の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市計画法	第34条第14号	開発審査会への付議	特例市	都	
都市計画法	第34条の2(第32条等を 準用)	国・都道府県が行う行為に係るものについて 開発行為の許可に代わる当該国の機関・都 道府県等との協議	特例市	都	
都市計画法	第35条第2項	処分の文書による通知	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変 更の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第4項(35条 等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及 びその処分の文書による通知等	特例市	都	
都市計画法	第36条第1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受 理	特例市	都	
都市計画法	第36条第2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検 査済証の交付	特例市	都	
都市計画法	第36条第3項	開発行為に関する工事の完了公告	特例市	都	
都市計画法	第37条1号	開発区域内の土地における工事完了の公告 前建築等につき支障がないと認める行為	特例市	都	
都市計画法	第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受 理	特例市	都	
都市計画法	第41条第1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建 ぺい率等の制限の指定	特例市	都	
都市計画法	第41条第2項	制限を解除する許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第1項	開発区域内における工事完了の公告後の予 定建築物以外の建築物の建築等の許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第2項	国が行う行為に係るものについて許可に代 わる当該国の機関との協議	特例市	都	
都市計画法	第43条第1項	市街化調整区域における開発区域外の建築 等の許可	特例市	都	
都市計画法	第43条第3項	国、都道府県等が行う行為に係るものにつ いて許可に代わる当該国の機関・都道府県 等との協議	特例市	都	
都市計画法	第45条	開発行為許可の地位の承継の承認	特例市	都	
都市計画法	第46条	開発登録簿の調製・保管	特例市	都	
都市計画法	第47条第1項	開発登録簿への登録	特例市	都	
都市計画法	第47条第2項	開発行為に関する工事が許可の内容に適合 する旨開発登録簿への附記	特例市	都	
都市計画法	第47条第3項	許可又は協議について開発登録簿への附 記	特例市	都	
都市計画法	第47条第4項	開発登録簿に登録された事項に係る必要な 修正	特例市	都	
都市計画法	第47条第5項	開発登録簿の縦覧等	特例市	都	
都市計画法施行令	第36条第1項三ホ	開発審査会への付議	特例市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第5条第2項	登録の更新	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第6条第1項	登録の申請(更新に係る申請も含む。)の受 理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第2項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第3項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第4項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第8条第1項	申請に係る登録の拒否	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第8条第2項	拒否に係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第9条第1項	登録を受けた事業に係る登録事項等の変更 の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第9条第3項	登録事業の変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第10条	サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第11条第3項	登録事業を行う者の地位の承継の届出の受 理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第11条第4項(第9条第3 項を準用)	届出に係る変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第12条第1項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第12条第2項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第13条第1項	登録事業の登録の抹消	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第24条第1項	登録事業者等に対する報告の要求、立入検 査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第25条第1項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第25条第2項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第25条第3項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第26条第1項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第26条第2項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第26条第3項	取消しに係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第27条第1項	登録事業者の事務所の所在地が確知できな いときのその事実の公告及びこれに基づく 登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第28条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定 登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第28条第2項	事業の登録等に関する事務を代行する指定 登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第30条	事業の登録等に関する事務を代行する指定 登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第31条第1項	指定登録機関の指定の公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第31条第2項	指定登録機関の名称等の変更に係る届出 の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第31条第3項	届出に係る公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第33条第1項	指定登録機関の登録事務規程に係る認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第33条第3項	認可を受けた登録事務規程の変更の命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第35条	指定登録機関に対する監督上必要な命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第36条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定 登録機関に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第37条第1項	指定登録機関の登録事務(サービス付き高 齢者向け住宅事業の登録等に係る事務)の 休廃止の許可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第2項	許可に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第1項	指定登録機関の指定の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第2項	指定登録機関の指定の取消し又は同機関に対する登録事務の停止命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第3項	取消し等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第1項	指定登録機関が登録事務の休止等をしたときの登録事務の実施	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第2項	実施等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第43条	登録事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の入居者に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第53条第1項	終身建物賃貸借の事業認可申請書の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第55条	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第1項	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第54条を準用)	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第55条を準用)	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第58条第1項	認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)による終身建物賃貸借の解約の申入れに係る承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第65条	認可事業者に対する助言指導	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条	認可事業者からの報告の徴取	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第2項	認可事業者の一般承継人に係る地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第3項	認可事業者から権原を取得した者に係る地位の承継の承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第68条	認可事業者に対する改善命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第1項	認可の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第2項(第55条を準用)	取消しに伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第70条第1項	認可を受けた事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第72条	認可事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の賃借人に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	第32条第3項	本人確認情報を得られない場合の住民票の抄本等の書面の提出を求めること	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第1項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第2項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第4項	動物の愛護を目的とする団体等への犬及びねこの引取りの委託	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第1項	負傷動物等の発見者からの通報の受理	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第2項	負傷動物等の収容	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第37条第2項	犬及びねこの引取り等に際し、犬及びねこの繁殖制限措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言の実施	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の適用	備考
動物の愛護及び管理に関する法律	第38条第1項	動物愛護推進員の委嘱	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第39条	動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための協議会を組織	中核市	都	
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第1項	特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のものの)の設置の許可	中核市	—	東京都は同法の対象地域ではない
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第4項	許可申請があった場合の概要告示及び書面縦覧	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第5項	告示を行った場合の関係府県知事及び市町村の長への通知と意見聴取	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第6項	告示を行ったときの利害関係者からの意見の受付	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第7条第2項	許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第1項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る許可	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第3項	許可に関する事務	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第4項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを)に係る届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第9条	許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第10条第3項	許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第11条	許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の5	指定物質(燐等)を排出する者に対する必要な指導、助言及び勧告	特例市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の6第1項	指定物質を排出する者に対する必要な事項に関する報告の徴収	特例市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	附則第2条第5項	許可を受けたものとみなされた者からの届出の受理	中核市	—	同上
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第1項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第2項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第14条第1項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第15条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第16条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第17条第2項	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第18条	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第19条第3項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第1項	大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第3項	総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第2項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第3項	特定施設の事故時における必要な措置命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例市	東京都 の権限	備考
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第4項	特定施設の事故時における事故状況の通報、必要な措置命令時の環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第1項	大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第1項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第2項	国の地方行政機関の長等からの調査測定の結果の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第3項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での調査測定の結果及び国の地方行政機関の長等より受理した結果についての公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第4項	調査測定のための職員による土地への立入り等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第3項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第4項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定結果の公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第34条第1項	特定施設に対する報告聴取及び立入検査	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する要請	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第4項	適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての、適用除外法の所管行政庁からの通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第36条第2項	関係行政機関の長等へ協力要請等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第1項	大気基準適用施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第2項	水質基準対象施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第3項	職員による大気基準適用施設設置工場等の立入検査の実施	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第4項	職員による水質基準適用事業場等の立入検査の実施	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第18条第2項	発注者からの申告等の受理	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第20条	対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条第2項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第43条第1項	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第6条第3項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第7条	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
水質汚濁防止法	第5条	特定施設等の設置の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第6条	新たに特定施設となった既存の特定施設等の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
水質汚濁防止法	第7条	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条	届出に係る特定施設等の排出水の汚水状態が排水基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条の2	届出に係る指定地域内事業場の排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第9条第2項	届出に係る事項の内容が相当であると認められるときの実施制限期間の短縮	特例市	都	
水質汚濁防止法	第10条	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第1項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第3項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の2第1項	有害物質使用特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の3第1項	有害物質使用特定施設等設置者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の4	指定地域内事業場排水水排出者以外の汚水等排出者に対する指導、助言及び勧告	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条第3項	汚濁負荷量の測定手法の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第1項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第2項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第3項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第4項	応急措置が講じられていないと認めるときの措置	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第1項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての常時監視	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	特例市	都	
水質汚濁防止法	第17条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての公表	特例市	都	
水質汚濁防止法	第18条	緊急時における排水水排出者に対する措置命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第1項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第2項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する、必要な措置の要請	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第4項	要請があった場合において講じた措置に関する行政庁からの通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第5項	鉱山事業者等に改善命令等を行う際の、関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第2項	関係行政機関の長等に対する協力要請等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第3項	河川管理者等からの意見の聴取	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
水質汚濁防止法施行令	第8条第1項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第2項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第3項	職員による特定事業場の立入検査の実施	特例市	都	
大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第7条第1項	現に設置している施設がばい煙発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第8条第1項	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条の2	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の指定ばい煙が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第10条第2項	ばい煙施設の設置の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第14条第1項	ばい煙量等が排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第14条第3項	指定ばい煙が総量規制基準に適合しないときの指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第1項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第1項	工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第2項	ばい煙発生施設等で発生した事故の状況に係る通報の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第3項	ばい煙発生施設等で発生した事故に対する必要な措置の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の6第1項	現に設置している施設が揮発性有機化合物排出施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の7第1項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の8	届出に係る揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときの揮発性有機化合物排出施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条第3項	一般粉じん発生施設の設置の届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の2第1項	現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の4	一般粉じん発生施設が基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨等の命令	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第3項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の7第1項	現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の8	届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の11	特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理(災害その他非常の事態の発生時の取扱い)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の16	届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないときの計画の変更の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の18	特定粉じん排出等作業を施行する者が作業基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨の命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第20条	自動車排出ガスの濃度の測定	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第1項	測定に基づき公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべき旨の要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第3項	測定に基づき道路管理者等に対して道路の構造の改善等に関する意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第1項	大気の汚染の状況の常時監視	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第2項	常時監視の結果の環境大臣への報告	中核市	都	
大気汚染防止法	第24条第1項	大気の汚染の状況の公表	中核市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第27条第3項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を執るべきことの要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第4項	要請を受けて講じた措置についての国の行政機関の長からの通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議（一般粉じん施設）	特例市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の陳述（一般粉じん施設）	特例市	都	
大気汚染防止法	附則第10項	指定物質の排出又は飛散の抑制についての勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	附則第11項	指定物質排出施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第1項	ばい煙発生施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第2項	職員によるばい煙発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第3項	特定施設設置者からの事故の状況等の報告徴収及び職員による特定施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第4項	揮発性有機化合物排出施設設置者からの報告の受理及び職員による揮発性有機化合物排出施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第5項	一般粉じん発生施設設置者からの徴収及び職員による一般粉じん発生施設等の立入検査の実施	特例市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第6項	特定粉じん排出者からの報告徴収及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第7項	特定工事施工者からの報告徴収及び職員による特定工事の場所への立入検査の実施	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第3項	区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策の策定（第20条の3第1項の規定により策定する「地方公共団体実行計画」に追加される事項）	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第4項	都市計画、農業振興地域整備計画等の施策と地方公共団体実行計画との連携	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第5項	地方公共団体実行計画の策定における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第6項	地方公共団体実行計画の策定における住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第7項	地方公共団体実行計画の策定における関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第9項	地方公共団体実行計画の変更における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置及び関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第11項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の4第1項	地方公共団体実行計画協議会の組織	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第23条第1項	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第1項	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第4項	地域地球温暖化防止活動推進センターに対する改善措置の命令	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第5項	命令に違反した場合における地域地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消し	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壌汚染対策法	第3条第1項	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査結果の受理、人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第2項	有害物質使用特定施設が廃止された旨等の通知	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第3項	報告又は報告内容の是正命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第4項	確認をした土地の利用方法を変更しようとするときの届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第5項	届出が人の健康被害が生ずるおそれ無しと認められないときの確認の取消し	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第1項	一定規模以上の土地の形質の変更時の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第2項	届出があった土地が土壌汚染のおそれがある場合の調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第1項	土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等に対する調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第2項	調査を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第1項	要措置区域の指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第2項	指定の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第4項	要措置区域の指定の解除	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第5項(第6条第2項を準用)	解除の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第7条第1項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第7条第2項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第7条第4項	指示措置等を講ずべきことの命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第7条第5項	指示措置を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壌汚染対策法	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第11条第2項	指定の解除	特例市	都	
土壌汚染対策法	第11条第3項(第6条第2項を準用)	指定及び解除の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第12条第1項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第12条第2項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第12条第3項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第12条第4項	届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第14条第1項	土壌の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第14条第2項	土壌の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第14条第3項	土壌の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第14条第4項	申請に係る調査に関する報告、資料の徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第15条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳の調整・保管	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の種別	備考
土壌汚染対策法	第15条第3項	台帳の閲覧	特例市	都	
土壌汚染対策法	第16条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第16条第2項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第16条第3項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壌の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第16条第4項	届出に係る汚染土壌の搬出方法の計画の変更命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第19条	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置に必要な措置命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第20条第6項	管理票交付者が虚偽の管理票の交付等を受けたときの汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第22条第1項	汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第22条第3項	汚染土壌処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第22条第4項	許可の更新	特例市	都	
土壌汚染対策法	第22条第5項(第22条第3項を準用)	許可の更新	特例市	都	
土壌汚染対策法	第22条第9項	許可に係る汚染土壌処理施設における事故等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第1項	変更の許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第2項(第22条第3項を準用)	変更の許可	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第3項	汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第23条第4項	汚染土壌処理業の休止等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第24条	汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない汚染土壌の処理を行ったときの改善命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第25条	汚染土壌処理業の許可の取消等の命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第27条第2項	許可の廃止等の場合の措置命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第1項	土地の変更等に係る報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第3項	区域外へ汚染土壌の搬出等を行った者に対する報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第4項	許可者への報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第55条	公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	特例市	都	
土壌汚染対策法	第56条第2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長への協力要請等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第1項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第2項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項(第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	その他 (政令で定める市)	都	○政令で定める市:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第2条で指定 ○日本環境安全事業株式会社(JESCO)の事業所が立地する特別区において計画策定。(その他の特別区の区域については、広域自治体が策定する計画の対象となる)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第8条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況に関する届出	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第9条	保管・処分の状況の公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第12条第2項	事業者の地位の承継人からの届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第14条	事業者に対する指導・助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第16条	事業者に対する改善命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第17条	事業者等からの報告徴収	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第18条第1項	事業者等の事務所等への立入検査等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の5第4項	特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第3項	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第4項	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第6項	許可の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2第1項	一般廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第1項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第2項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3第2項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第3項	一般廃棄物処理施設に関する計画変更、廃止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第10項	一般廃棄物処理施設に関する改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5第1項	一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の6第1項	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の7第2項	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第11条第3項	適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第3項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第4項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事後届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第11項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第3項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事前保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第4項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事後保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第12項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第6項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3第1項	収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3の2	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項、第6項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第5項	産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の4(第8条の5第4項を準用)	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の5	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第3項を準用)	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第4項を準用)	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第6項を準用)	産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の7第1項	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の5第1項を準用)	産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の6第1項を準用)	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の7第2項を準用)	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17	指定区域の指定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の18	指定区域台帳の調製・保管等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の19	土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項	事業者等に対する報告徴収	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条第1項	事業者等に対する立入検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第2号	産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第1項	排出事業者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第1項	生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第2項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分以外)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第3項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の9	除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項	土地の形質の変更に関する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第1項	廃棄物処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第3項	関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条	環境衛生指導員の任命	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第1項	特定処理施設の事故時の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第2項	特定処理施設の事故時の措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の3	産業廃棄物等の許可等及びその取消に関する県営本部長等からの意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の5	関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第5条の5	認定熱回収施設設置者に係る休業止等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第7条の4(第5条の5を準用)	認定熱回収施設設置者に係る休業止等の届出の受理	中核市	都	
公害健康被害の補償等に関する法律	第4条	認定等	その他(政令で定める市)	区	○昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪市域は大気汚染地域に指定され、大阪市は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。 ○昭和62年改正施行令により大阪市の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、旧施行令の経過措置により大阪市が補償給付等を行っている。 ○各特別区において、認定審査の専門性や必要な人員体制が確保できるかという点について、原則として、速くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終えた上で、事務の執行に支障のない体制を整備する。
公害健康被害の補償等に関する法律	第5条	申請者が死亡した場合の認定	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第7条	認定の有効期間	その他(政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公害健康被害の補償等に関する法律	第8条	認定の更新	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第8条の2	認定の更新	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第9条	認定の取消し	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第11条第2項	補償給付の支払い	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第13条	補償給付の免責等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第14条	他の法律による給付等との調整	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第15条	不正利得の徴収	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第19条第1項	療養の給付を行うこと	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第20条	公営医療機関からの申出の受理	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第21条第2項	公営医療機関に対する指導	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第23条	診療報酬の審査及び支払い	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第24条第1項・第2項	療養費の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第25条第1項	障がい補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第28条	障がい補償費の額の改定等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第1項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第2項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第4項	認定死亡者からの遺族補償の請求	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第35条	遺族補償一時金の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第39条	児童補償手当の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第40条第1項	療養手当を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第41条	葬祭料の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第42条	補償給付の制限	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第43条	補償給付の額についての他原因の参酌	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第44条	公害健康被害認定審査会の設置	その他 (政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公害健康被害の補償 等に関する法律	第45条	公害健康被害認定審査会の組織等	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第46条	公害保健福祉事業	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第47条	費用の支弁	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第48条	機構からの納付金	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第50条	国からの交付金	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第106条第1項	異議申立て	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第136条	認定を受けた者等に対する報告の徴収等	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第137条	受診命令	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第138条	補償給付の一時差止め	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第139条	公害医療機関に対する報告の徴収等	その他 (政令 で定め る市)	区	同上
公害健康被害の補償 等に関する法律	第140条	診療を行った者等に対する報告の徴収等	その他 (政令 で定め る市)	区	同上